

**第2次川口市多文化共生指針（素案）に係る意見等回答結果****第2次川口市多文化共生指針（素案）に係る意見等回答用紙**

- 1 第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

**【1 基本理念】**

基本的に素案に賛成です。

すべての市民が、持てる力を発揮し、活躍することができるまちづくりという観点を加えることで、より積極的なイメージになるのではないかと思います。

**【2 基本方針】**

上記の基本理念でも述べましたが、外国人住民もまちづくりに積極的に参加し、活躍することができるとの視点を加えたほうがよいと思います。

- 2 その他、第2次川口市多文化共生指針（素案）に関するご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

・基本指標について（P15）

多文化共生事業の参加者数、参加者の満足度では、積極的に参加している市民のみを対象としている点で、全体の効果を測定することが難しいのではないのでしょうか。外国人全体への市民アンケートでの施策満足度調査などのほうが施策の効果を正しく測定できるのではないのでしょうか。

## 第2次川口市多文化共生指針（素案）に係る意見等回答用紙

- 1 第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

### 【1 基本理念】

特にありません。

### 【2 基本方針】

特にありません

2 その他、第2次川口市多文化共生指針（素案）に関するご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

川口市では基本方針のとおり、外国人住民に対して一緒に  
なつて地域社会をつくるという考えを強く持つていふことを、  
外国人住民に知ってもらわなければなりません。

そのために、諸々の推進体制を実行するとともに新しく  
川口市に住むことになった外国人には初期のアプローチ  
が必要だと思ひます。

例えば新規住民票の申請者に対しては、多文化共生の  
パンフレットを配付し説明する等、考えを共有してもら  
いたいと思ひます。

以上です。

## 第2次川口市多文化共生指針（素案）に係る意見等回答用紙

- 1 第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

### 【1 基本理念】

とても良いたのもしい街 だと思うが  
川口市に99の国、地域の外国人が在住しているとのこと。  
外国人を一ひまとめて考えていると、無理があるように  
思われます。

### 【2 基本方針】

教育 勤労、納税、国民の三大義務の実施。

- 2 その他、第2次川口市多文化共生指針（素案）に関するご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

基本理念、及基本方針を達成できるように  
私も協力していきたいと思っております。

## 第2次川口市多文化共生指針（素案）に係る意見等回答用紙

- 1 第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

### 【1 基本理念】

共に尊重、理解し合う元氣な川口のまちづくり。その基には、川口の日本人住民の国際理解、日本と世界のつながり、グローバル化社会への知識、などの教育の推進が求められると思います。外国人住民を仲間と見ることで、様々な視野をもってなげたいと思います。何故なら外国人もこの国で、共に働かせ、協力し合い、税金を払い、そして未来の川口を担うであろう子供を育てているかもしれないのです。外国人はオープンな文化の中で育った人々が多いので、日本人住民の方からあいさつをし、天気の話をし、しりあうと次第に心がひらいてくると思います。外国人は日本人に認められたいと常に思っていると感じます。

その一方で一部の外国人の中には非常識な行動だと明らかな行動をとる人もいます。そのせいで日本人住民が不愉快な思いをされている場合も多々聞かれます。やはりここでこの地の日本人住民からのアプローチだったり、あいさつややさしい指導、話し合いによって、互いに理解し合い、心がひらけば素直にルールを守ってよい人間関係を育むことができるのではないかと思います。

### 【2 基本方針】

- 川口市民の異文化理解、世界の中にある日本への理解、外国人に対する考え方や視野をひろめるための情報提供。
- 労働の支援は重要視しなければと思う。川口の企業の大半は外国人は雇いたくない事情への対策。労働で充実できなければ税金も払わずに消費をできないので元氣なまちづくりにつながらない。
- 外国人相談窓口をニーズに合わせて充実する必要性。例えば外国人のメンタルケアはとて大切なことだと思う。異文化環境によるストレス、職場でのトラブル、いじめ問題などで外国人もメンタルケアが必要に悩んでいると思う。もし言語の問題で川口で対応できないようであれば都内（東京方面）の病院や施設を紹介する。規律的かつ複雑な社会に順応できなければならぬと、うつ病などをひき起こし、社会問題にたどり着かないと思う。

2 その他、第2次川口市多文化共生指針（素案）に関するご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

- 外国人相談まで口で色々な事からを気軽に相談できる場にする  
ことで、外国人の悩みや不満等を相談におとされるようにすると  
思います。
- ハローワークに行けば外国人まで口はありますが、仕事をかじに行く  
度、自信がなくなるような結果にはなる問題だと思います。職員の方が  
特別に外国人OKの仕事だけのファイルを持ち、紹介していく必要がある。  
手あたり次第に電話して「外国人でもOK」と最初に言って  
しまえば、仕事への意欲や感心、「日常会話ができる外国人」  
など、企業の方への安心感をさそう言葉でPRする必要があると  
思う。

- アンケートの結果をデータ化すると数字や統計といった分析をすれば  
あち問題がないように見えたり、自由に自分の考えを書いて  
下といったら、資料では全くアンケートのとう計と合っていないように  
見える。①アパートは賃上げをせよ②仕事は断られる③差別される  
④仕事場ではインシデントが多いなど現状はちがう。  
これらの現状を心身を持って聞いてもらう場所があり、自信を回復する  
ことのできたら、この地を好きになり、交流したい気持ちになっていくの  
ではないかと思う。

私は、40年余り海外に住み、外国人として生活していた中で、せつに馴染んだ  
ことは、その地の人々の中にとけこみ、仲間として受け入れてもらうことでした。  
この日本に住む外国人も、この地の人々に認められ、受け入れられ  
たい、差別されたくない、そして更にこの国の発展に貢献したい  
と願っていると思います。



## 第2次川口市多文化共生指針（素案）に係る意見等回答用紙

- 1 第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

### 【1 基本理念】

今回の指針では、その目的、川口市の動向や基本方針などで記述されているように、外国人住民の多様性をまちづくりに活かす、といった新しい視点を、社会情勢の変化なども踏まえた上で盛り込むものと存じます。そこで、基本理念に、外国人住民もまちづくりにその力を発揮していく、といった内容を示す言葉を加えた方が望ましいものと存じます。

現状の基本理念の「ともに尊重・理解し合う」という言葉は、住民同士の望ましい態度を示しているものの、まちづくりに参加するといった内容を含んでいないものと存じます。

一方で、例えば、「多様性を活かす」という言葉であれば、「活かす」といった行為を示しており、まちづくりに参加するといった内容を自然と含むものと存じます。

また、「多様性を活かす」という言葉は、川口市の第5次総合計画の「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口」という将来都市像に対応して、画一的なまちづくりを超えて、社会の変化に柔軟に対応するしなやかさを持ったまちづくりのありかたを示している、と言えます。

さらに、外国人住民が、日本人住民だけでは思いつかなかった多種多様なアイデアをもたらすことで、活力のある新しいまちづくりにつながります。つまり、「多様性を活かす」という言葉は、川口市長の掲げる「みんなでつくる川口の元気」というスローガンに対応したまちづくりのありかたも示している、と言えます。

従いまして、今回の指針の基本的な方向性や第5次総合計画などを勘案して、基本理念の中に「多様性を活かす」という言葉を含めることをご検討いただけますと幸いです。

例えば、日本人住民や外国人住民の「多様性を活かした」元気な川口のまちづくり、といった表現などが考えられるものと存じます。

### 【2 基本方針】

現在、基本方針として記載されている3つの方針について以下ご検討いただけますと幸いです。

#### ①異文化交流

異文化交流という言葉は、「異」という言葉の通り、外国人住民と日本人住民を異なる対象として捉えているニュアンスを含むものと存じます。しかし、外国人住民であっても、同じ川口市の「住民」です。そこで、川口市の「住民」として同じ視点から日本人住民も外国人住民も捉えていることを表現しつつ、お互いに多様な文化を有していることを強調するために「多文化交流」という表現に変更することをご検討いただけますと幸いです。

## ②国際理解

「国際」という言葉は、国と国（国家対国家ないしは、国民対国民）という内容を示すものと存じます。しかし、多文化共生指針では、国と国という視点ではなく、川口市に住む国籍などの多様な「住民」の相互理解、という視点が重要であると理解いたします。

そこで、国と国という視点の「国際」という言葉ではなくて、人々の中の多様な文化を示す「多文化」という言葉が望ましいものと存じます。従いまして、「多文化理解」という表現にすることをご検討いただけますと幸いです。

そして、「多文化交流」、「多文化理解」、「多様な文化の躍動」という3つの表現は、第5次総合計画の基本理念の一つである「多様な主体の共生共存」の説明にある、「多様な主体がお互いを尊重し合い共生できる環境をつくり（=多文化理解）、多様な主体同士や行政との交流を促進する（=多文化交流）ことで、各主体が持つ魅力や個性を活かしていきます（=多様な文化の躍動）」という内容に対応しており、第5次総合計画の基本理念を実現するための方針として整理できるものと存じます。

- 2 その他、第2次川口市多文化共生指針（素案）に関するご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

## ■P5 経緯

今回の指針では、多文化共生事例集 2017 を参考にしていること、また、2006年に多文化共生推進プラン策定後の10年を踏まえて、総務省が、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するために事例集を作成したことを勘案して、経緯の中に、

- ①総務省が、平成29年には、多文化共生推進プラン発行から10年が経過したことを踏まえて、全国52の優良事例を集めた多文化共生事例集を発行したこと。
- ②事例集ではあるものの、この10年間の地域における多文化共生の取り組みを振り返り、今後の方向性を探る内容になっていること、といった2点を含めることをご検討いただけますと幸いです。

## ■P14 4日常生活を送るための環境 (5) 防災・防犯

今回の指針では、川口市の動向や第7章 これからの多文化共生の方向性にある通り、外国人住民を「支援する側」に捉え直すものと理解します。従いまして、防災では、外国人住民に対するサポートを充実するだけでなく、他市区町村の取り組みにある「外国人防災リーダー」のように、外国人住民が防災の担い手になるという視点も必要である、といった内容を含めることをご検討いただけますと幸いです。

## ■P16 第5章 川口市多文化共生施策の位置づけと体系

今回の指針では、多文化共生事例集 2017 を参考資料にしているため、P16【国・県】の中の、国：地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月）

県：埼玉県多文化共生推進プラン（平成 29 年 4 月）

に加えて、

国：多文化共生事例集 2017（平成 29 年 3 月）

も含めることをご検討いただけますと幸いです。

#### ■P17 施策の枠組み

今回の指針では、以前の指針と比較して、その目的、川口市の動向や基本方針などで、外国人住民の「多様性を活かす」ことを新しい視点として強調しているため、「多様性を活かす」分野の施策を独立項目にした上で分かりやすく表現した方が、望ましいものと存じます。

例えば、多文化共生事例集 2017 では、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④地域活性化やグローバル化への貢献（＝多様性を活かす）、という 4 つに分類されているように、「多様性を活かす」施策を独立項目にすることをご検討いただけますと幸いです。

#### ■P18 第 6 章 計画の推進体制 4 計画推進の視点

4 計画推進の視点の中には、「外国人住民も社会を構成する一員であり、その才能を発揮し社会を支えていく存在であるとの視点に立つことが重要となります」、と御座います。

これは、今回の指針で記載されている、外国人住民の「多様性を活かす」、外国人住民を「支援する側」として捉え直す、といった視点を別の言葉で表現したものと存じます。

一方で、今回の指針のその他部分で「多様性を活かす」、「支援する側」という表現を多用しているため、表現を統一した方が、読み手として理解しやすいものと存じます。

従いまして、

外国人住民も社会を構成する一員であり、その多様性を活かしつつ、支援の担い手としても社会を支えていく存在であるといった視点に立つことが重要となります。

といったような表現にすることをご検討いただけますと幸いです。

#### ■多様性を活かす施策や企業を交えた施策などの事例

別添の資料として、他市区町村の多文化共生指針（市区町村によって多文化共生プランなど呼び名は異なる）などに記載された施策の中で、「多様性を活かす」や「企業を交えた」分野などの施策を一覧にいたしました。また、多文化共生指針の無い市区町村の特徴的な取り組みも一覧にいたしました。今回の指針でこれらの分野の施策を検討するに当たり、ご参考ください。

#### ■多文化共生指針における企業の役割

外国人住民は、主として日本で働くために来日しています。また、企業も労働力の確保や海外進出を担う人材として外国人住民を雇用しているものと存じます。

これらの観点を踏まえれば、外国人住民が自立して地域社会へ参画するにあたり、地域住民の受け入れ努力や行政の支援が必要な一方で、外国人住民の増加要因の一つである企業が、その自立や支援に対して一定の役割を果たすことも、同様に必要なものと存じます。

例えば、彦根市では、外国人労働者を雇用している企業などと連携し「彦根市日本語支援基金」(仮称)の設立を検討し、地域の日本語教室の充実を図ります、と施策に掲げています。

また、P18 第6章 計画の推進体制 1 市民、市民団体、関係機関および市の連携において、適切な役割分担の一員として企業も挙げられています。

従いまして、企業が「外国人住民の自立や参画」に対しても一定の役割を果たすこと、また、企業が取り組む具体的な施策の内容を、今回の指針に加えることをご検討いただけますと幸いです。